

Misaki Newsletter Vol.2



弁護士法人
美咲総合法律税務事務所

弁護士法人美咲総合法律税務事務所では、法務・税務関連のニュースや弊事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。

さて、2号目となる今号では、当事務所が注力している相続分野の中でも特に遺言のこと、そして弊事務所の弁護士江幡賢をご紹介します。



遺言を残すことにはメリットがあります

Q. 遺言ってどんなもの？

遺言とは、人が自分の死後に効力を発生させるためにあらかじめ書き残しておく意思表示のことを指します。

遺言を残すことによって、自分の財産が誰にどのように承継されるのかを、原則として自由に決めることができますので、遺産をめぐる争いを予防することも可能となります。

Q. 遺言がないとどうなるの？

人が亡くなった場合、その人が生前持っていた財産（遺産）は、配偶者や子などの相続人が相続することになります。

遺言がない場合、法律によって定められた割合（法定相続分）によって各相続人が相続することになりますが、具体的に誰がどの財産を取得するのかまでは法律では定められていませんので、相続人間で話し合って決める必要があります。



●もし遺言を作成しようと思ったら…

前述したように、自筆証書遺言を作成しようと思った場合、後に方式不備で無効とされる可能性があります。また、仮に遺言が有効であったとしても、遺留分（一定の相続人に対し、最低限度の相続財産を保障する制度）との関係で、相続人間の争いが生じてしまう可能性は残されています。

もし遺言の作成をお考えであれば、後のトラブルを最小限にするためにも、作成前に是非一度ご相談ください。

●遺言の種類

遺言は法律の定めに従った方式で作成しなければ効力を生じません。遺言の種類としては、法律で何種類かの方式が規定されていますが、主に作成されるのは、①自筆証書遺言、②公正証書遺言の2つの方式です。

①自筆証書遺言

遺言者が、遺言書の全文、日付及び氏名で書き、押印したものです。簡易・迅速に作成でき、費用もかかりませんが、偽造・紛失・隠匿されるおそれがあることや、方式に不備があり、無効とされる可能性があります。

②公正証書遺言

遺言者が遺言の内容を公証人に伝え、公証人がこれを筆記して公正証書による遺言書を作成する方式です。遺言の原本は公証役場で保管されるので、偽造・隠匿されるおそれがないことに加え、公証人という専門家が関与するため、方式に不備があるとして無効となるおそれがないことがメリットです。他方、自分一人では作成できないことや費用がかかることがデメリットです。



弊事務所の弁護士 **えばた 江幡 賢** をご紹介いたします！

略歴

昭和 49 年に東京都にて生まれる。

大阪府立豊中高高等学校、早稲田大学法学部を卒業後、平成 22 年に司法研修所に入所。
平成 23 年に弁護士登録、弁護士法人宮本総合法律税務事務所（現在の美咲総合法律税務事務所）入所。

《弁護士江幡賢 Q & A》

Q.先生の趣味は何ですか？

A. もともとスポーツが好きなので、水泳やマラソン等でできるだけ体を動かすよう心がけています。ですが、最近は忙しさにかまけてさぼり気味ですね。体重とウエストの数値が増えていくばかりです…。

昨年の夏には、久しぶりに富士山に登り、頂上からのご来光を見ることができました。体力の衰えと運動不足を痛感することにはなりましたが、いい思い出になりました。

Q.先生のリラックス方法は何ですか？

A. お酒が好きなので、ほとんど毎日晚酌をします。

学生時代はバーでアルバイトをしていたこともあったので、洋酒を飲むことが多かったのですが、最近はおっぱら発泡酒と缶チューハイです。

晩酌をしてソファでウトウトしている時間が最高です。

Q. 弁護士として心がけていることは何ですか？

A. 依頼者の方にできる限り丁寧な説明をするように心がけています。難しい言葉をわかりやすく説明するだけでなく、事件の見通しについても、依頼者の方にとってプラスになる面だけでなく、リスク等の

マイナス面についても正確に説明するように心がけています。

Q.弁護士としてどのようなことにやりがいを感じますか？

A. 事件が終了し、問題が解決した時に、依頼者の方の笑顔が見られることです。

時間が掛かった事件や、難しい事件が解決し、依頼者の方から感謝の言葉をいただけたときには、弁護士という仕事をしていて良かったなと心から思います。

Q. 最後に先生からメッセージをお願いします。

A. 依頼者の方にとって、弁護士に依頼をすることは一生にそう多くあることではないと思いますので、依頼者の方々が悩み事を相談しやすいような雰囲気を作るように心がけています。

また、問題を解決に導く道筋を依頼者の方に示しながら、時には依頼者の方と共に悩み、親身になって依頼者の方と喜びや辛さを分かち合えるような弁護士になりたいと思っています。

トラブルやお悩みを抱えている方がいらっしゃったら、ぜひお気軽にご相談ください。

編集後記

今回のニュースレターでは遺言のことについて触れましたが、実際に遺言を残される方は年々増えており、公正証書遺言に限ってみても、ここ 20 年で倍増したそうです。遺言を残す方が増えた背景としては、遺産相続をめぐる争いが増えてきたことが考えられます。そのような骨肉の争いを経験した方からすれば、せめて自分の子供達には同じような思いをさせたくないとお考えなのでしょう。「備えあれば憂いなし」と言いますが、自分の死後の紛争を防止するためにも、遺産についての備えをきちんとしておきたいものです。（弁護士 江畑博之）



お問合せ **弁護士法人美咲総合法律税務事務所**

TEL : 025-288-0170 FAX : 025-288-0172 URL : <http://www.miyamoto-lawtax.com/>

〒950-0954 新潟市中央区美咲町 1 丁目 8 番 1 5 号 LTM センター（リバーリオ美咲 3 階）

平日 9 : 30 ~ 18 : 00 ※土日祝日応相談

